| | |
|---|---|
| | 容器包装に密封されたもので、常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉製品の練り製品（かまぼこ、ちくわ、魚肉ソーセージ、水分活性が〇・九四を超え、かつ、水分を四十パーセント超えかつ六を超えるものを除く。）であって、中心部の温度を二分間以上加熱殺菌したものを除く。）であって、氏名又は名称及び住所又は電話番号並びに当該食品を摂取する際に十分な加熱を要する旨及び当該食品を摂取する際に十分な加熱を要する旨の表示がされていないもの |
| 食肉等若しくはその加工品又は魚肉の含有率（下欄の表の上欄に掲げるものを使用した場合においては、その重量の原材料及び添加物（ハンバーグステーキ及びミートボールのうち、ソースを加えたものにあっては、ソースを除く。）の重量に占める割合が同表の下欄に掲げる割合に満たないときに限る。）<br>パーセントの単位で、単位を明記したその含有率を表示する。 | 要冷蔵である旨<br>「要冷蔵」の文字等冷蔵を要する食品である旨を示す文字を表示する。 |

| 名称 | 原材料名 | 割合 |
|---|---|---|
| カレー及びハヤシ | 食肉等若しくはその加工品又は魚肉 | 三パーセント（ハヤシにあっては四パーセント） |
| パスタソース | 食肉又は魚肉 | 六パーセント |
| まあぼ料理のもと | 食肉 | 六パーセント |
| 牛どんのもと | 牛肉 | 二十パーセント |
| シチュー | 食肉等若しくはその加工品又は魚肉 | 六パーセント（クリームシチューにあっては三パーセント） |
| ハンバーグステーキ及びミートボール | 食肉 | 四十パーセント |

| 缶詰の食品 | 農産物缶詰及び農産物瓶詰 |
|---|---|
| 主要な原材料名 | 形状（一種類の農産物（れんこん、たけのこ、アスパラガス、スイートコーン、なめこ、マッシュルーム及び果実（くり及びぎんなんを除く。）を詰めたものにあっては、内容物の形状を容易に確認することができる瓶詰にあっては、この限りでない。） |
| 1　主要原材料が三種類以上にわたる場合は、配合分量の多いものから順に三種類まで表示する。<br>2　原則として、「主要原材料」の文字を冠する。<br>3　原材料は、その種類名を表示する。<br>4　名称その他表示から主要原材料が十分判断できるものにあっては、主要原材料名の表示を省略することができる。 | 1　一種類の農産物を詰めたものであって、使用した農産物が全形のものにあっては「全形」又は果実名に「丸」の文字を冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあっては「つぼみ」と、ホールのものにあっては「ホール」と、ボタンのものにあっては「ボタン」と、開きのものにあっては「開き」と、全果粒のものにあっては「全果粒」と、身割れのものにあっては「身割れ」と、小片のものにあっては「小片」と、じょうのう片のものにあっては「じょうのう片」と、ホールカーネルのものにあってはホールカーネル」と、クリームスタイルのものにあっては「クリームスタイル」と、ロングスピアーのものにあっては「ロング」と、スピアーのものにあっては「スピアー」と、チップのものにあっては「チップ」と、筒切りのものにあっては「筒切り」と、傷のものにあっては「傷」と、先のものにあっては「先」と、切のものにあっては「切」と、筒のものにあっては「筒」と、二つ割りのものにあっては「二つ割り」と、四つ割りのものにあっては「四つ割り」と、乱切りのものにあっては「乱切り」と、千切りのものにあっては「千切り」と、不定形のものにあっては「不定形」と、薄切りのものにあっては「薄切り」と、ランダムスライスにあっては「ランダムスライス」と、カットのものにあっては「カット」と、カット・ヘッドのものにあっては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあっては「輪切り」と、くさび形のものにあっては「くさび形」と、縦割りのものにあっては「縦割り」と、角柱形のものにあっては「角柱形」と、立方形のものにあっては「立方形」と、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を表示する。ただし、たけのこの全形を縦に二つに切断したものにあっては「二つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ四等分したものにあっては「四つ割り」に代えて「クォーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあっては「不定形」に代えて「ピース・スティス」と、マッシュルームのホール又はスピースを厚さ二ミリメートル以上八ミリメートル以下に軸に平行に切断したものにあっては「薄切り」に代えて「スライス」と表示することができる。<br>2　アスパラガスの表皮を除いたものにあっては、一定にかかわらず、「ロング」、「スピアー」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧を付して「皮むき」と表示する。<br>3　こう付きのさくらんぼにあっては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあっては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示する。 |